

(2) 届出先

工場・事業場所在地ごとの届出及び報告先は、次のとおりである。

○ばい煙発生施設、特定粉じん排出等作業、水銀排出施設

工場・事業場所在地	大分市	その他の市町村
工場	大分市長 (環境部環境対策課)	大分県知事 (生活環境部環境保全課)
事業場		大分県知事 (所在地を所管する保健所)

○揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設

工場・事業場所在地	大分市	その他の市町村
工場 事業場	大分市長 (環境部環境対策課)	大分県知事 (生活環境部環境保全課)

○事前調査結果

解体等工事の作業場所	大分市	その他の市町村
工場 事業場	大分市長 (環境部環境対策課)	大分県知事 (生活環境部環境保全課)

※ 工場と事業場について

工場

「工場」とは、継続的に物の製造又は加工のために使用される事業所をいう。この場合、「物の製造又は加工のために使用される事業所」とは、物の製造又は加工を直接の事業目的とし、そこで作られた製品を主として卸売する事業所をいう。

(例：食品の製造工場、製材所など)

事業場

「事業場」とは、工場以外のすべての事業所をいう。

(例：事務所、病院、旅館、公衆浴場、クリーニング、廃棄物焼却場、デパートなど)